

坂井市の体育施設を利用する方へ

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

新型コロナウイルス感染対策に係る市内社会体育施設利用制限の一部解除について

坂井市においてこれまで実施してまいりました市内社会体育施設の利用に関する制限を下記のとおり一部解除いたします。

なお、今後、新型コロナウイルスの感染拡大の兆しがみられた場合には、再度、体育施設の利用を制限する場合がありますのでご留意願います。

記

1. 社会体育施設の利用制限を解除する内容

- 7月4日（土）より、小学生以下の者の対外試合を実施できることとします。ただし、試合会場及び対戦相手等は県内のみとします。
- 7月4日（土）より、屋内の施設について利用人数の制限を解除します。

2. 継続して制限する内容

- ・ 施設を利用する際には、各施設の受付にて代表者が別紙「誓約書」と「利用者名簿」を記入し、施設管理者へ提出してください。
- ・ 発熱、咳、咽頭痛などの症状がある方は利用を控えてください。
- ・ マスクを持参し、受付時や着替え時等の「スポーツを行っていない際」や「会話をしている際」にはマスクを着用してください。
- ・ 屋内施設においては、窓や出入口ドアを開放し十分な換気をするとともに、狭い場所でのミーティングや着替え等はしないでください。
- ・ 近距離での会話、大声での発声は控えてください。
- ・ 活動の前後は、手洗い・消毒等の感染防止策を徹底してください。
- ・ 活動で使用した器具等の清掃・消毒にご協力ください。